

「建設業バックオフィス業務DX化推進研修」開催事業業務委託仕様書

1 委託事業の名称

「建設業バックオフィス業務DX化推進研修」開催事業業務委託

2 目的

デジタル技術やデータ、クラウドサービスを活用したシステム等の導入により、県内建設企業のバックオフィス業務DX化を推進するため、各企業において主体的にバックオフィス業務DX化に取り組むことができる人材や社内体制の整備を支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年12月26日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) 建設企業経営者向けの意識醸成研修

ア 開催日

令和7年8～10月頃

イ 目的

企業内でのバックオフィス業務のDX化を進めるにあたり、企業経営者自らがDX化に対して明確なビジョンを持ち、またそれを社内に示すことで積極的に取り組む必要があるため、経営者層を対象にバックオフィス業務のDX化推進のための意識醸成や知識習得を図るための研修会を行うもの

ウ 対象者

建設企業の経営者または同等の権限を有する者

エ 参加人数

30人

オ 内容

建設業のバックオフィス業務のDX化に関する基礎知識、取り組み事例、経営者の果たすべき役割、DX推進のための知識や具体的手法の習得 等

(2) 建設企業におけるDX推進人材向けの知識習得研修

ア 開催日

令和7年8～10月頃

イ 目的

建設企業内でバックオフィス業務のDX化に関して、主体的に取り組むリーダー的な役割を果たす人材を育成するため、必要な知識やノウハウ等の習得を図るための研修会を行うもの

ウ 対象者

建設企業内でのDXの推進を主体的に担う人材（役職や所属課は問わない）

エ 参加人数

30人

オ 内容

建設業のバックオフィス業務のDX化に関する基礎知識、取り組み事例、企業内でDX推進をするための具体的な手法、DX推進者として果たすべき役割、具体的手法の習得 等

(3) 専門工事業者におけるDX推進のための研修

ア 開催日

令和7年8～10月頃

イ 目的

専門工事業者のバックオフィス業務のD X化を推進するため、D X化に向けた意識醸成や、必要な知識、ノウハウ等の習得を図るための研修会を行うもの

ウ 対象者

専門工事業者においてD Xの推進にかかわるすべての人材（役職や所属課は問わない）

エ 参加人数

30人

オ 内容

専門工事業者におけるバックオフィス業務のD X化に関する基礎知識、取り組み事例、企業内でD X推進をするための具体的な手法、D X推進者として果たすべき役割、具体的手法の習得 等

（4）事例発表会の開催

ア 開催日

令和7年10月頃

イ 目的

既にバックオフィス業務のD X化への取組みを進めている県内建設企業の発表により、県内建設企業全体のバックオフィス業務のD X化についての意識醸成やD X推進をするための具体的な手法や流れを学ぶための発表会を行うもの

ウ 対象者

建設企業内でのD Xの推進にかかわるすべての人材（役職や所属課は問わない）

エ 参加人数

60人

オ 内容

発表を行う建設企業のバックオフィス業務のD X化に関する取り組み事例、企業内でD X推進をするための具体的な手法や流れ、D X推進にあたり果たした役割 等

（5）効果測定

上記の（1）、（2）、（3）、（4）の事業実施にあたり、参加者に対してアンケートを実施し、効果測定を行う。

（6）事務局の設置

事業を実施するにあたっては、会場の手配、講師手配、研修参加者のとりまとめ・案内、研修司会進行、経費支払い等を担う事務局を設置する。ただし、次に掲げる業務は必要に応じて県が運営事務局と協力するものとする。

- ・建設業関係団体への周知
- ・事例発表業者への連絡

（7）チラシの作成

建設業関係団体を通じて個別建設企業へ本研修の開催を周知する際に用いるチラシを製作すること

5 成果物及び提出物

- （1）令和7年7月31日（木）までに提出するもの
 - ・研修会用チラシ（電子媒体1部）
- （2）令和7年8月29日（金）までに提出するもの
 - ・事例発表会用チラシ（電子媒体1部）
- （3）令和7年12月26日（金）までに提出するもの
 - ・実績報告書（任意様式）（電子媒体1部）
 - ・研修会で撮影した写真（電子媒体1部）
 - ・その他富山県が必要と認めた資料等

6 留意事項

(1) 研修について

- ・研修会の内容は建設企業が身近に感じることができ、自社でも同様の取り組みを始めたいと思える内容にすることとし、可能な限り建設業におけるDXの事例を示すこと。
- ・研修会の中で県が指定する企業による事例発表の機会を設け、その発表内容の調整を行うこと。
- ・研修会の中で他社の参加者と意見交換する機会を積極的に設けること。
- ・ICT施工や遠隔臨場等、現場のみに関連するDX事例は本研修会の対象外とするが、技術者が行う書類作成等、業務の性質がバックオフィスに該当するものは現場で行う業務であっても対象とする。
- ・「4 委託業務の内容」の「オ 内容」については想定であるため、必要に応じて「イ 目的」に沿ったものとなる内容により提案することは差し支えない。
- ・公共交通機関の便や近隣に駐車場があること等、参加者が利用しやすい会場を提案すること。

(2) その他

- ・事業の実施においては、富山県土木部建設技術企画課建設業係（以下「県」という。）に対して緊密に進捗状況等を報告、確認し、県の指示のもと必要に応じた修正を随時行うこと。
- ・特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受注者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- ・個人情報の取扱いにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・受注者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- ・什器・備品、音響設備等は委託料に含めること。
- ・成果品について第三者と紛争が生じたときは、受注者の責任と費用分担において解決すること。
- ・事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げない。
- ・この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議すること。
- ・本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは、内容を協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議のなかで企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。